

兵庫県海岸保全基本計画
パブリックコメント等への対応について

令和8年2月10日

兵庫県

目次

1. パブリックコメント（県民意見等）の募集について・・・p.1
2. 関係市町及び海岸管理者への照会について・・・・・・p.2
3. パブリックコメント（県民意見等）、
関係市町及び海岸管理者照会への対応・・・p.3
4. 大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会の意見対応・・・p.8



1. パブリックコメント（県民意見等）の募集について

■各沿岸の海岸基本計画（変更原案）及び概要版（案）を公開しパブリックコメントを募集

■大阪湾沿岸については、大阪府でも同様にパブリックコメントを募集済

沿岸	パブリックコメントの募集期間	件数(人数)
大阪湾沿岸	令和7年10月3日～令和7年11月4日	3(2)
但馬沿岸	令和7年11月14日～令和7年12月15日	15(1)
播磨沿岸	令和7年12月19日～令和8年1月19日	5(2)
淡路沿岸	令和7年12月19日～令和8年1月19日	1(1)

「大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更案」について県民の皆様のご意見等を募集しています

兵庫県では、令和2年7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」を受け、学識経験者および海岸利用者から構成する「海岸保全基本計画 検討委員会」を設置し、大阪湾・但馬・播磨・淡路の計4沿岸について気候変動を踏まえた海岸保全基本計画変更の検討を行ってまいりました。

このたび、大阪湾沿岸について素案（概要は別添を参照）がまとまりましたので、以下のとおり県民の皆様からご意見等を募集します。

1. 関係資料

- (1) [概要版（案）（PDF：976KB）](#)
- (2) [計画書（案）（PDF：5,228KB）](#)

2. ご意見・ご提案の提出

1) 受付期間

令和7年10月3日から令和7年11月4日まで（必着）

2) 提出方法

- ア 記載様式は自由です（よろしければ関連資料の様式をご利用ください。）。
- イ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから開催させていただく場合がありますので、住所（所在地）、名前（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。
- ウ 下記の提出先まで、電子メール、Fax、郵送、直接持参により提出してください。なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県土木部港湾課港湾整備班（海岸・防災担当）
 電話：078-362-3540 Fax：078-362-4280
 e-mail：kouwanka@pref.hyogo.lg.jp

大阪湾沿岸 海岸保全基本計画 変更案の概要

大阪湾沿岸 海岸保全基本計画(変更) 赤字部分：今回変更箇所

海岸保全基本計画とは

- 海岸法に基づき、都道府県知事が策定（大阪湾沿岸は大阪府・兵庫県の共同策定）
- 国が定める海岸保全基本方針に沿って、海岸の防護や海岸環境の整備、公衆の適正な利用等の観点から、海岸の保全や整備の方針を示す
- 大阪湾沿岸は平成14年8月に当初計画を策定
- 津波対策の考え方や整備方針を平成28年に追加
- 近年の台風等を踏まえた高潮対策の考え方や整備方針を令和3年に追加
- 気候変動の影響を明示した上で、現時点の最新の知見に基づいた将来（2100年時点）の防護水準を令和7年に追加

◆大阪湾沿岸の長期的なあり方

基本理念

防護・環境・利用の高い次元での調和

安心して暮らせる
海岸づくり

多様な生態系を育む
海辺の環境づくり

にぎわいのある
海岸づくり

テーマ

歴史・文化のなごきと回廊
人も自然も元気でにぎわう みんなで進める海辺の再生

基本方針

- 防護
まちとくらしを護り、将来にわたって災害の心配のない海岸づくりを行う
- 地域と一体的に取り組み日常及び緊急時の海岸管理体制づくりを進める
- 環境
貴重な自然を守り、新たな自然環境を育む人々に愛される水と緑の美しい景観の創出を目指す
- 利用
多くの人の参加と協力で美しい海辺づくりを進める
- 地域と連携し安全で快適な海辺づくりを進める

◆海岸の防護のための目標

- 高潮・波速に対する防護
・台風期期望平均高潮位（H.W.L.）に既往最大級の台風が最も危険なコースを通過した場合の潮位偏差を加えた設計高潮位（H.H.W.L.）に近年の台風等による高波を考慮した波浪に対して防護。さらに、将来（2100年時点）の海面上昇および台風強化の影響を考慮した高潮・波速に対して防護
- 津波に対する防護
・南海トラフ地震が発生する地震に対し、発生頻度を踏まえた二つのレベルの津波を想定し、防波堤 比較的発生頻度の高い津波（百年から数百年に一度程度）に対しては津波の越流を防止。さらに、将来（2100年時点）の海面上昇の影響を考慮した津波の越流を防止
- 津波に対する防護
・発生頻度の高い津波を超える最大クラスの津波に対しては浸水被害を軽減
- 海岸侵食に対する防護
・現状の汀線を保全・維持

◆防護の目標を達成するための施策

【地域を守る安全な海岸の整備】

- 海岸保全施設の未整備区間の解消、既設防波堤の嵩上げや改良、耐震強化を実施
- 比較的発生頻度が高い津波（百年から数百年に一度程度）に対して、越流を防止し、人命・財産を防護するための防波堤等を整備
- 発生頻度の高い津波を超える最大クラスの津波に対して、越流しても施設機能が発揮できるような防波堤を比較的高い強度へ改良、津波に先立つ地震による地盤の液状化を抑制し防波堤機能を維持
- 施設の違いを調査・点検と、予防保全の考え方に基いた計画かつ効果的な維持・管理を実施
- 関係機関と連携した気候変動による気象・海象や環境変化に関するモニタリングの実施

【地域防災と一体的な防災対策】

- 緊急時の避難経路・避難場所の確保などソフト面での対策を推進

◆海岸環境の整備及び保全のための施策

【海岸環境の保全】

- 大阪湾に残された貴重な環境資源である自然海岸や砂浜・干潟を保全
- 新たな環境価値への転換、生物多様性の向上を図る
- 水質や生態系良好な状態で後世に引き継ぐため生態系に配慮した観・みやすい水辺環境を創出
- 【豊かな海の実現を目標に、海浜環境の回復および創出に寄与した海岸環境づくり】に配慮

【海岸環境の保全に関する地域との連携】

- 美しい海辺づくりを進めるため、地域住民との連携をより緊密にし、海岸・海洋活動への支援やマナー向上のための啓発活動を実施

◆公衆の適正な利用を促進するための施策

【多様な利用ニーズに応える海岸づくり】

- 利用者の安全性に配慮し、地域の行事や祭り、散策、ジョギングなど日常的で身近な利用ができる海岸を創出
- 【海岸利用の利便性の向上】
- 海岸へのアクセス確保やエコーパークデザイン化を進めるとともに、開水門などの大規模防災施設の防災学習利用の機会を提供
- 【海岸利用に関する地域との連携】
- 地域と連携した海岸の利用マナー向上やルールづくり

計画の構成

I 海岸の保全に関する基本的な事項

- 海岸の現状及び保全の方向
- 海岸の防護
- 海岸環境の整備及び保全
- 海岸における公衆の適正な利用
- ゾーン区分とゾーン毎の施策

II 海岸保全施設の整備に関する事項

- 海岸保全施設の新設又は改良
- 海岸保全施設の維持又は修繕

III 今後の留意事項

気候変動を踏まえた計画変更のポイント

- 1 海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示
- 2 現時点の最新の知見を基にしたシナリオを明示
- 3 2100年時点想定年次とした防護水準を設定（概ね0～2mの天端高不足が生じる）
- 4 今後の気候変動の発現状況と最新の予測結果に応じた計画の見直し

2. 関係市町照会の実施について

■各沿岸の海岸基本計画（変更原案）について、関係市町及び海岸管理者への照会を実施

沿岸	関係市町
大阪湾沿岸	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
但馬沿岸	豊岡市、香美町、新温泉町
播磨沿岸	明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市、赤穂市
淡路沿岸	淡路市、洲本市、南あわじ市

沿岸	海岸管理者
大阪湾沿岸	水管理・国土保全局所管海岸管理者 兵庫県知事 国土交通省 近畿地方整備局長 港湾局所管港海岸管理者 兵庫県知事、神戸市長 水産庁所管海岸管理者 神戸市長
但馬沿岸	水管理・国土保全局所管海岸管理者 兵庫県知事 港湾局所管海岸管理者 兵庫県知事 水産庁所管海岸管理者 兵庫県知事、豊岡市長、香美町長
播磨沿岸	水管理・国土保全局所管海岸管理者 兵庫県知事 東播海岸管理者 近畿地方整備局長 農村振興局所管海岸管理者 兵庫県知事 港湾局所管海岸管理者 兵庫県知事 水産庁所管海岸管理者 兵庫県知事、明石市長、播磨町長、姫路市長、たつの市長、赤穂市長
淡路沿岸	水管理・国土保全局所管海岸管理者 兵庫県知事 農村振興局所管海岸管理者 兵庫県知事 港湾局所管海岸管理者 兵庫県知事、洲本市長 水産庁所管海岸管理者 兵庫県知事、淡路市長、洲本市長、南あわじ市長



3. パブリックコメント（県民意見等）、 関係市町及び海岸管理者照会への対応

■パブリックコメント（県民意見等）とその対応

No	沿岸	項目	意見	県の考え方
1	大阪湾	添付表	今回将来の海岸の計画を策定するようですが、すぐに整備が始まるのでしょうか。	<p>「既に盛り込み済」</p> <p>今回計画に記載した必要天端高は、2100年に気候変動の影響により2度上昇する条件で算出した高さとなるため、今すぐに高さが不足するというものではありません。</p> <p>また、各海岸における代表断面での算定であり、あくまで2100年時点での目安となる高さとなります。実際の整備にあたっては、より詳細な設計を行い現地に応じた対策および高さとなります。</p> <p>なお、海岸整備については各管理者毎の判断となります。兵庫県が管理する海岸では、平成30年台風第21号での浸水被害を受けて沖波などの外力条件を見直し、具体的な整備計画である「高潮対策10箇年計画」を策定し対策を進めており、当面は引き続きこの対策を継続します。</p>
2	大阪湾	添付表	気候変動では海面が何十cmか上昇するだけと聞いたが、なぜここまで壁が高くなるのか。	<p>「既に盛り込み済」</p> <p>計画に記載の天端高は2100年に必要となる高さであり、多くの地区で現状の堤防高さが将来不足することになります。主な要因としては、気候変動による海面水位、潮位偏差、波浪の3つの要素が増大することです。</p> <p>このうち、海面水位の上昇は40cm程度と推定されていますが、台風が強大化することで潮位偏差や波浪も増加するため、場所によっては数m程度の高さ不足となります。</p>
3	大阪湾	P42 <魅力ある海岸 景観の創出> P65、P66 (2) 地域住民 等の参画と情報 公開	<p>近年整備されているコンクリート護岸の新設及び嵩上げ部は特に、完成後に白すぎるコンクリートのせいでまぶしく、特に高熱の夏季におけるその程度は許容範囲を超えている。もう少し、例えば墨を混ぜる等により、自然なテクスチャの、色味を抑えた、周辺の環境にも馴染み、人間の目にも優しい仕上がりとなるような工夫が必要であると思う。</p> <p>用途や機能に関する住民や専門家との意見交換は当然であるが、色彩等の環境的・景観的専門家との、それぞれの場所や環境に即した意見交換・環境改善を切に望みたい。</p>	<p>「具体の施策の参考」</p> <p>兵庫県では、海岸事業を実施するにあたり、地元自治会や漁協等と調整しながら事業を進めています。特に、環境や景観に配慮が必要な場所での施工においては、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら進めています。</p> <p>事業実施にあたっては、ご意見も参考にさせていただき、引き続き関係者と意見交換を行いながら環境改善に取り組んでまいります。</p>

県の考え方は以下に分類

- 反映した…計画に反映した意見
- 既に盛り込み済…その趣旨がすでに計画に記載されている意見
- 具体の施策の参考…今後、計画を推進する上で課題とする意見
- 対応困難…対応が困難な意見
- その他…計画に関係のない意見や感想

3. パブリックコメント（県民意見等）、 関係市町及び海岸管理者照会への対応

■パブリックコメント（県民意見等）とその対応

No	沿岸	項目	意見	県の考え方
4 ～ 18	但馬	P3 (2) 地形・地質	「リアス式海岸」 →「リアス海岸」だと思えます。	「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
	但馬	P8 (4) 交通 ②鉄道	「西舞鶴と豊岡を結ぶ北近畿タンゴ鉄道宮津線」 →H27に「宮津と豊岡を結ぶ京都丹後鉄道宮豊線」に変わったと思えます。	
		他 13件		

県の考え方は以下に分類

- 反映した…計画に反映した意見
- 既に盛り込み済…その趣旨がすでに計画に記載されている意見
- 具体の施策の参考…今後、計画を推進する上で課題とする意見
- 対応困難…対応が困難な意見
- その他…計画に関係のない意見や感想

3. パブリックコメント（県民意見等）、 関係市町及び海岸管理者照会への対応

■パブリックコメント（県民意見等）とその対応

No	沿岸	項目	意見	県の考え方
19	播磨	P44 2.2.1 地域を守る 安全な海岸の整備	海岸の防護に対してソフト対策も組合せた段階的かつ複合的な対策を検討するとの記載がありますが、具体的にはどのようなことをイメージしているのでしょうか。	<p>「その他」</p> <p>今回、検討した必要高は2100年の将来に必要となるものであり、今すぐに高さが不足するというものではありません。まずは、モニタリングなどをしながら気候変動の発現状況を注視していく必要があります。</p> <p>そのため、膨大な時間を要するハード整備だけで対応するのではなく、ハザードマップの情報や避難計画などのソフト対策を充実させることも重要となります。また、気候予測などの精度の向上もより期待されることから、これらのソフト対策とも組み合わせた上での対策を検討していく必要があると考えています。</p>
20	播磨	P26 1.2.2 社会特性	地域からの要請の＜環境＞に「谷八木海岸線の原風景を活かしたランドスケープ再生」を追記すべき	<p>「具体の施策の参考」</p> <p>ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。</p>
21	播磨	P27 1.2.2 社会特性	地域からの要請の＜利用＞に海岸を利用できない現状を踏まえ、「大きな石が散布されており、住民が近づけない」「住民が安心して海岸を利用できない、楽しめない」を追記すべき	<p>「具体の施策の参考」</p> <p>ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。</p>
22	播磨	P61 5.3 地区区分とエリア特性	明石西部環境上の特性・課題に海岸の現状（大きな石の散布）を踏まえ、「大きな石の散布が問題になっている」を追記すべき	<p>「具体の施策の参考」</p> <p>ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。</p>
23	播磨	P66 5.4 地区毎の施策	明石西部地区環境の整備と保全に海岸の現状（大きな石の散布）を踏まえ、「大きな石を撤去し、谷八木海岸線の原風景と景観の再生をおこなう」を追記すべき	<p>「具体の施策の参考」</p> <p>ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。</p>

県の考え方は以下に分類

- 反映した…計画に反映した意見
- 既に盛り込み済…その趣旨がすでに計画に記載されている意見
- 具体の施策の参考…今後、計画を推進する上で課題とする意見
- 対応困難…対応が困難な意見
- その他…計画に関係のない意見や感想

3. パブリックコメント（県民意見等）、 関係市町及び海岸管理者照会への対応

■パブリックコメント（県民意見等）とその対応

No	沿岸	項目	意見	県の考え方
24	淡路	P34 ●津波に対する 防護水準	先日も津波注意報が出たなかで、南海トラフ地震がいつおきてもおかしくない状況を心配しています。 津波について気候変動の影響を考慮したと記載していますが、津波と気候変動は何か関係があるのでしょうか。	「既に盛り込み済」 津波については、数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波水位を検討することになります。現在と比べて将来は気候変動により海面水位が上昇することが予想されているため、将来検討する津波の水位はこの海面上昇分を考慮した状態でシミュレーション等を行い水位を決定しています。

県の考え方は以下に分類

- 反映した…計画に反映した意見
- 既に盛り込み済…その趣旨がすでに計画に記載されている意見
- 具体の施策の参考…今後、計画を推進する上で課題とする意見
- 対応困難…対応が困難な意見
- その他…計画に関係のない意見や感想

3. パブリックコメント（県民意見等）、 関係市町及び海岸管理者照会への対応

■ 関係市町及び海岸管理者照会の結果とその対応

No	照会先	意見	県の考え方
1	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 計画の見直しに必要なモニタリングについて 気候変動に伴う海面上昇等の将来予測は不確実性が伴うため、県が大阪湾内で統一的な方針に基づいてモニタリングを実施していただきたい。	気候変動は不確実性が伴うため、発現状況を確認するためのモニタリングは重要であり、一定統一的な方針で行う必要もあると考えます。海面上昇は潮位観測所で確認可能ですが、砂浜の状況等については、各管理者が施設管理等を行う中で一体的に実施すべきものと考えています。
2	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 東播海岸の早期整備について 国により整備が進められている東播海岸の垂水工区は、背後に国道2号やJR山陽本線、山陽電鉄が通っており、非常に重要な区間である。県としても直轄海岸事業に必要な財源（県費）を確保し、国に対して早期整備を働きかけていただきたい。	本県としても、東播海岸の垂水工区については主要交通が位置する重要な事業と認識しており、国に対して早期完成を要望しているところである。
3	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 財政支援の要望について 気候変動に伴う海面上昇等を踏まえ、将来的に広域にわたる施設の改修が必要になる場合、国及び県による財源支援をお願いしたい。	本県としても、将来に広域にわたる施設の改修費用に苦慮しているため、財源支援を国に要望していきたいと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
4	芦屋市	本市は、海から近い距離に住宅があり、気候変動に伴う海面上昇についても市民から高い関心を寄せられています。現在「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づいて兵庫県により芦屋浜地区の護岸の嵩上げ工事が順次施工されている状況です。今後、進むと見込まれる海面上昇に伴い、必要となるソフト及びハード対策などについても、事前の丁寧な説明や調整をお願い申し上げます。	本県では、平成30年台風第21号の浸水被害を踏まえて策定した「高潮対策10箇年計画」に基づき、地元と丁寧に調整しながら対策を進めてきました。今後の気候変動に対する対策についても、引き続き丁寧な説明や調整に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4. 大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会の意見対応

大阪府側の海岸保全基本計画審議会が1月22日に開催
審議会での意見について今後、大阪港湾局と調整を行う。

■大阪府海岸保全基本計画審議会での主な意見

項目	意見
全般 台風の強大化の表現について	「台風の強大化」と表現されているが、気候変動により計画天端高が高くなる直接的原因は、「波浪・潮位偏差の増大」であるため台風の強大の記載を再検討すること。
P43 生物の生育環境創出のための施策について	P41「新たな環境創造型への転換」の内容との整合がとれておらず、表現が重複していると箇所もあるため文章の構成を見直すべき。
P(5) 変更計画のポイントについて	今回の変更で何を見直したかを明確に示していないため、「海面上昇に加えて、台風の強度変化を考慮して高潮と波浪についても将来変化を考えた」等のポイントを記載する方がよい。
全般 外力の変化量について	海面上昇量及び台風の強度変化の量を明記した方がよい。 将来変化量は計画の変更する度に見直されることが想定されるため、次期改定の際に改定すべき箇所を分かりやすくした方がよい。



兵庫県